



2026年6月19日

各 位

会社名 株式会社 NATTY SWANKY ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 井石 裕二  
(コード番号：7674 東証グロース)  
問合せ先 専務取締役 金子 正輝  
( TEL 03-6258-0441 )

### 第三者割当による行使価額修正条項付第3回及び第4回新株予約権 (停止指定条項付) の発行に関するお知らせ

当社は、2026年6月19日付の取締役会において、下記のとおり、みずほ証券株式会社を割当予定先として第三者割当による第3回及び第4回新株予約権（以下それぞれを「第3回新株予約権」及び「第4回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 募集の概要

(1)	割当日	2026年7月6日
(2)	新株予約権の総数	2,440 個 第3回新株予約権 1,650 個 第4回新株予約権 790 個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 1,310,460 円 第3回新株予約権 1 個当たり 754 円 第4回新株予約権 1 個当たり 84 円
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：244,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第3回新株予約権 165,000 株 第4回新株予約権 79,000 株 いずれも上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は、第3回新株予約権については 1,910 円、第4回新株予約権については 3,270 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 244,000 株です。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5)	資金調達額	663,790,460円（差引手取概算額）（注）
(6)	行使価額及びその修正条件	第3回新株予約権：当初行使価額2,510円 第4回新株予約権：当初行使価額3,270円 第3回及び第4回新株予約権の行使価額は、2026年7月7日以降、行使請求を行った回号の本新株予約権につき、各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	みずほ証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当方式
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。本割当契約において、①当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を指定（以下「停止指定」といいます。）することができること、及び②割当予定先は、本新株予約権について、当社取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができないこと等が定められます。 本割当契約の詳細については、下記「2.募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要」をご参照ください。

（注）資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### （1）資金調達の目的

当社グループは、「街に永く愛される、粋で鱈背な店づくり」という経営理念のもと、地域の方々に愛され根づく店づくりを目標とし、2011年から「肉汁餃子のダンダダン」を運営してまいりました。「肉汁餃子のダンダダン」の単一ブランドで関東圏を中心に全国で飲食事業を展開しており、2026年5月末現在、直営店97店、フランチャイズ店32店を展開しております。「肉汁餃子のダンダダン」は餃子に特化し、独自製法による肉汁餃子の提供を行っ

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ているという強みを有し、昔からその街にあったような、地元の人に愛される店づくりを目指しています。流行り廃りがない「餃子」という商品を、気軽に利用しやすい価格帯で提供することで幅広い年代層のお客様にご来店いただくことを目指し、当社グループでは以下の経営目標を掲げています。

- ・老若男女に愛される店となり、街に永く肉汁餃子のダンダダンという居場所をつくる（市場軸）  
地域に溶け込むような店舗デザインと幅広い年齢層に支持される商品ラインナップ・接客サービスを提供することでサラリーマン、ファミリー、友人同士、子ども連れの家族も楽しめる店づくりを推進し、次世代にも肉汁餃子のダンダダンの魅力を広げていきます。
- ・肉汁餃子のダンダダンの味で日本全国、世界に幸せと感動を与える（エリア軸）  
直営店及びフランチャイズ店の出店エリア拡大を推進するために競争優位性のある出店立地の確保やフランチャイズパートナー企業の開拓、地方における出店及び海外進出を進めていきます。
- ・肉汁餃子のダンダダンの味を守り、お客様満足を追求し、街に永く愛され続ける店をつくる（時間軸）  
肉汁餃子のダンダダンの強みである「肉汁餃子の味」にこだわりつつ、お客様ニーズに合ったメニュー開発、接客サービス向上、衛生管理の強化・徹底を図ることで、お客様の高い満足度を実現していきます。
- ・従業員満足を実現することが、その先のお客様満足を生み出す（人間軸）  
優秀な人材の確保と人材育成、人事評価制度の確立、福利厚生の実施を推進し、「従業員の笑顔がお客様の笑顔を生む」という考えのもと、従業員が笑顔で楽しくやりがいを感じて働ける環境づくりを継続していきます。

これらの経営目標を具現化すべく、当社グループは優先的に対処すべき課題として、以下取組みを推進してまいります。

#### ① 店舗収益力の向上

当社グループでは、肉汁餃子のダンダダン業態に経営資源を集中的に投下することで、原価・人件費・オペレーション・メニュー設計を最適化、肉汁餃子のダンダダン業態の商品クオリティや接客サービスを維持向上し、他社との差別化を図ることで収益力の向上を図ってまいります。

#### ② 新規出店の推進

当社グループでは繁華街・ビジネス街・住宅街等、立地に合わせた出店をしてきましたが、広さを選ばない店舗設計がフォーマットの特徴です。出店基準としては、乗降客数3万人以上の駅に着目しておりますが、未だ出店基準を満たす余地が豊富に存在しています。直営店は首都圏・関西圏、FC店は地方を中心に、日本全国を対象として、出店拡大を目指します。

#### ③ 人材採用・育成の強化

当社グループが成長していくためには優秀な人材の確保が重要であると考えており、正社員・アルバイト共に多様な人材の採用、アルバイトから正社員への転換も推進してまいります。また、育成におきましては、新入社員研修、役職・階層別研修プログラム等を実施すると共に、選抜メンバーでの営業「最強店舗」を企画する等、組織が活性化するような施策に取り組んでまいります。

#### ④ 安全・安心な食の提供

近年、外食産業では衛生管理・品質保証の重要性が一層高まっています。当社グループは、外部検査機関によ

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

る定期検査及び本社による店舗検査を継続し、衛生・品質管理を強化することで、お客様に安心してご利用いただける環境づくりに努めてまいります。

#### ⑤ 経営管理体制の強化

当社グループが企業価値を向上させるためには、多様化するリスクを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築・強化していく必要があると考えております。そして、各ステークホルダーからの信頼に応えられる企業であり続けるために、コーポレートガバナンスを重視し、公正かつ透明性の高い経営を行えるように経営基盤を強化してまいります。

2026年1月期のわが国経済は、賃上げの進展やインバウンド需要の回復・拡大を背景に、個人消費は緩やかに持ち直しました。外食需要も、人流の回復や利用機会の増加を受け、底堅く推移しました。一方、地政学的リスクや海外経済動向による不透明感が残る中、円安の影響もあり、原材料価格・エネルギーコストの高止まりが続いております。加えて、人手不足を背景とした人件費や採用・教育コストの上昇、物流コストの増加、内装・建築費用の高騰等により、外食事業を取り巻くコスト環境は厳しさを増しており、今後も継続する見通しです。

このような状況下において、当社グループは、2025年12月に席料導入、2026年3月に価格改定を実施し、業績の回復に努めてまいりました。今後は、中長期的な成長に向けて事業環境の変化へ迅速に対応し、優先課題への取り組みを継続しながら、成長戦略を着実に推進してまいります。

しかし、当社の2027年1月期第1四半期決算における現預金残高は567百万円と、現状の現預金だけでは、当期以降の積極的な成長戦略を実施することができません。また、同決算において、売上高1,924百万円、営業利益34百万円、経常利益33百万円及び四半期純損失15百万円を計上しましたが、2027年1月期において、営業利益、経常利益及び当期純利益の項目において当期の黒字化を達成することは、株主のみなさまの期待に応えるためにも必須であると認識しております。そこで、2026年4月22日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」記載のとおり、EBITDAマージン15%を目標とし利益の確保に注力してまいります。かかる目標を達成するためにも、成長戦略の元手となる資金は不可欠です。

加えて、企業価値の継続的な向上には、借入依存を抑えつつ、有利子負債の削減で確保した財務基盤を維持し、手元流動性を確保しながら自己資本を拡充していくことが重要だと考えております。

今後の資金調達により、店舗網の拡大に向けた事業戦略強化を図ると共に、自己資本の拡充により財務基盤を強化することで、中期的な事業拡大に向けた資金調達余力を高め、当社グループの更なる発展を実現し、企業価値の向上を目指してまいります。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

#### (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、行使期間を2年間とする本新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当予定先に対して割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。また、本新株予約権には、当社の判断により、割当予定先に対して一定期間中の本新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項（下記〈停止指定条項〉をご参照ください。）が付与されております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、当社が割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結する本割当契約には、下記の内容が含まれます。

<割当予定先の誠実努力義務>

割当予定先は、本新株予約権の行使について、当社の本新株予約権の発行目的を十分に理解した上で誠実に  
行うよう最大限努力します。

<停止指定条項>

- 1) 当社は、割当予定先に対して、当社の裁量により、停止指定をすることができます。停止指定期間は、2026年7月8日から2028年1月6日までの期間（以下「停止指定可能期間」といいます。）中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。
- 2) 停止指定可能期間中においては、当社は何度でも停止指定をすることができます。また、それぞれの停止指定期間の設定は任意であります。
- 3) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- 4) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<譲渡制限条項>

割当予定先は、本新株予約権について、当社の取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容をプレスリリースにて開示いたします。

<本新株予約権の買取請求条項>

割当予定先は、本新株予約権発行後、2026年7月7日から2028年5月24日までの間のいずれかの5連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが第3回新株予約権の当初行使価額の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（但し、本割当契約の締結後に、当社普通株式に係る株式分割、株式併合又は無償割当て等が生じた場合には、公平かつ合理的に調整されます。）（以下「基準金額」といいます。）を下回った場合における当該5連続取引日の末日以降、又は2028年5月25日以降はいつでも、当社に対して書面によって通知することにより、回号ごとに、その保有する回号の本新株予約権を買い取ることを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該通知を受領した日から15営業日以内に、上記請求の対象となった回号の本新株予約権につき、その全部を、当該回号に係る1個当たりの払込金額と同額で買い入れるものとします。なお、かかる請求により当社が本新株予約権の買い入れを行った場合は、当該内容をプレスリリースにて開示いたします。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、本新株予約権には、いずれの回数についても、当社の選択により2週間以上前に事前通知をすれば、いつでも、残存する当該本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得することができる旨の取得条項、及び当社が本新株予約権の行使期間の末日（2028年7月6日）に、当該時点で残存する当該本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得する旨の取得条項が付されております。当該取得条項については、本プレスリリース添付の各本新株予約権の発行要項第14項第(1)号及び第(2)号をご参照ください。

### (3) 資金調達方法の選択理由

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかも重視いたしました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法のメリット>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

#### <本資金調達方法のメリット>

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっております。
  - ・割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や株価の状況に応じて当社が停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を図ることが可能な設計となっております。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされております。
  - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債（一般的なMSCB）とは異なり、株式価値の希薄化が限定されております。
  - ・特に第4回新株予約権については、その下限行使価額が現状の株価対比で高い水準に設定されているため、当該下限行使価額を上回って株価が上昇した局面においてのみ、行使がなされる設計となっております。したがって、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達が可能となります。
- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
  - ・本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
  - ・本新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することで、株価低

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

迷の局面においてさらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給を抑制することができません。

- 4) 資本政策の柔軟性が確保されております。
  - ・資本政策の変更が必要となった場合、回号ごとに、当社の判断により残存する当該回号の本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。
- 5) 一時期の希薄化が限定的となります。
  - ・本新株予約権は同時に発行されるものの、当初行使価額及び下限行使価額が異なることから、それぞれの行使がされる期間は必ずしも重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待されます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記のメリットは、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

#### <本資金調達方法のデメリット>

- 1) 新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- 2) 本新株予約権の行使期間において、本新株予約権の行使により交付される株式数に応じて株式価値の希薄化が発生します。
- 3) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 4) 第3回新株予約権に関しては、株価の下落局面において、行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。また、株価水準によっては行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。特に第4回新株予約権については、下限行使価額が現状の株価対比で高い水準に設定されているため、当該下限行使価額を上回って株価が上昇した局面においてのみ、資金調達が進む設計となっております。
- 5) 本新株予約権の発行後に、当社普通株式の東証終値が一定期間基準金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して買取請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討も行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

#### <他の資金調達方法との比較>

- 1) 公募増資により一度に全株を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 第三者割当増資により一度に全株を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、現時点では当社として株式を割り当てるに値する適切な割当先が存在しません。
- 3) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が不確定であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 4) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて変動するという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が想定以上に大きくなるおそれがあり、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 5) 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時に行使価額が上方修正されないため調達額の増加メリットを当社が享受できず、さらに行使価額の下方修正もなされないことから株価下落時における行使の柔軟性に欠け資金調達が困難となりやすいデメリットを持ちますので、当社のニーズに適した資金調達方法ではないものと考えております。
- 6) 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達方法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、既存株主の応募率及び資金調達の実効性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できません。以上から、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 7) 銀行借入による資金調達は、調達金額が全額負債となるため財務健全性の低下につながり、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
673,790,460	10,000,000	663,790,460

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 (1,310,460 円) に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 (672,480,000 円) を合算した金額であります。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用 (有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等) の合計額であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① 当社直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用	450,000	2026年8月～2029年1月
② 既存の当社直営店舗の改装、店舗内設備等の修繕費	100,000	2026年8月～2029年1月
③ 新規出店に伴う人件費及び人材採用費やその他費用	113,790	2026年8月～2029年1月
合計	663,790	—

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金又は銀行からの借入金により充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、運転資金に充当する予定であります。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3 上記具体的な使途につきましては、支出時期の早く到来したのから順に充当していく予定であります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

<① 当社直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用について>

当社は、出店ペースの加速を検討しており、設備投資、物件関連ほかの資金として450,000千円を充当する予定です。

当社は、直近2年、当期純損失を計上しているものの、2026年度1月期において、直営の不採算店舗を9店舗閉店する等、全体での利益率向上に努めてまいりました。この施策により、足元の業績は回復傾向にあるため、今期以降は方針を転換し、新規出店を推進してまいります。

当社グループは、経営戦略の1つに「肉汁餃子のダンダダンの味で日本全国、世界に幸せと感動を与える（エリア軸）」に掲げて、繁華街・ビジネス街・住宅街等、立地に合わせた出店をしてきました。これまでは首都圏及び関西圏を中心に新規出店を実施し、地盤を固めてまいりました。出店基準としては、乗降客数3万人以上の駅を想定しておりますが、相当の出店余地があると見込んでおります。今後も、日本全国を対象として、候補となる直営店の新規出店先の選定を実施し、新規出店計画を策定の上、競争優位性の高い立地での出店を推進いたします。

これらの新規出店の推進に係る経営戦略をふまえ、今回調達する資金のうち450,000千円を新規出店に伴う設備投資関連費用として、2027年1月期に50,000千円、2028年1月期及び2029年1月期にそれぞれ200,000千円を充当する予定です。但し、当該充当予定時期はあくまで目安であり、上表の「支出予定時期」の範囲内で変動する可能性があります。また、新規出店可能な店舗数は足元の資材価格等の状況次第で変動するため、現時点で具体的な出店数は未定です。

なお、①への充当が計画どおりに進まない場合、調達資金は下記②、③の資金使途に充当する予定ですが、かかる資金使途の変更が生じた場合は、当該内容をプレスリリースにて開示いたします。

また、当社が2026年4月27日付で関東財務局長宛に提出しました有価証券報告書における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設」の内容について、以下のとおり変更が生じています。

[設備の新設、除却等の計画]

(1) 重要な設備の新設等

当社グループは「飲食事業」の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力 (客席数)
		総額(千円)	既支払額		着手	完成	
肉汁餃子のダンダダン 出店予定 (店舗数未定)	店舗設備 及び保証金	450,000	—	増資資金	2026年 8月 以降	2029年 1月まで	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現時点において見積もることが困難であることから、記載しておりません。

#### <② 既存の当社直営店舗の改装、店舗内設備等の修繕費について>

出店後、10年以上経過した店舗が出てきていることから、今回の調達資金のうち100,000千円を設備老朽化の改善費用として、2027年1月期に25,000千円、2028年1月期に50,000千円、2029年1月期に25,000千円を充当する予定です。但し、当該充当予定時期はあくまで目安であり、上表の「支出予定時期」の範囲内で変動する可能性があります。

当社グループは、経営戦略として「肉汁餃子のダンダダンの味で日本全国、世界に幸せと感動を与える(エリア軸)」を1つとして掲げ、直営店の新規出店によるエリア拡大を推進する一方で、「老若男女に愛される店となり、街に永く肉汁餃子のダンダダンという居場所をつくる(市場軸)」及び「肉汁餃子のダンダダンの味を守り、お客様満足を追求し、街に永く愛され続ける店をつくる(時間軸)」も掲げ、地域、お客様に永く愛される店舗運営を目指しております。

そのため、直営全店舗(2026年5月末現在で97店舗)を対象とした既存店舗の改装や店舗内の設備等の修繕に係る費用として、100,000千円を充当いたします。既存店舗を対象とした改装及び設備の修繕を通じて、既存店の更なる集客、既存店売上高の改善、店舗収益力の向上を図ってまいります。

#### <③ 新規出店に伴う人件費及び人材採用費やその他費用について>

店舗サービスの質の向上のためには、店舗オペレーションを行う社員、アルバイトの増員が今後の事業拡大のために必要であると考えており、今回の調達資金のうち113,790千円を新規出店に伴う人件費及び人材採用費やその他費用として、2027年1月期に25,000千円、2028年1月期に50,000千円、2029年1月期に38,790千円を充当する予定です。但し、当該充当予定時期はあくまで目安であり、上表の「支出予定時期」の範囲内で変動する可能性があります。

継続的な新規出店戦略の遂行、及び店舗において当社の強みであるサービス・クオリティを均一に担保するためには、人的資本の拡充が最優先の前提となります。経営戦略の1つである「従業員満足を実現することが、その先のお客様満足を生み出す(人間軸)」のもと、優秀な人材を安定的かつ継続的に獲得するための新規出店に伴う人件費(約29,000千円)及び人材採用費(約70,000千円)やその他費用(消耗品費、広告宣伝費、販売促進費等)(約14,790千円)として、113,790千円を充当いたします。

当社グループは、継続的な成長には優秀な人材の確保・育成が重要であると考えており、従業員満足度の向上・働きがいのある職場の環境づくりにも取り組んでまいります。この資金使途により、計画的な店

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

舗拡大を支える強固な体制を構築いたします。2026年8月から2029年1月期末までの間に、正社員120人程度、アルバイト・パートタイマー3,000人程度の採用を予定しています。なお、上記の件費及び人材採用費やその他費用は、事業の継続に伴い恒常的に発生する費用ですので、今回の調達資金の充当予定額を超えて必要となる金額については、自己資金を充当いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要並びに当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定がない場合には任意に市場出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこと等を含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した、モンテカルロ・シミュレーションの計算結果から統計上想定される評価額レンジ（第3回新株予約権1個につき751円から754円、第4回新株予約権1個につき81円から84円）を参考に、当該各評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、第3回新株予約権1個の発行価額を754円、第4回新株予約権1個の発行価額を84円とし、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との間での協議を経て第3回新株予約権は当初行使価額2,510円、第4回新株予約権は当初行使価額3,270円としました。また、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て8%としています。当社は、本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定される本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行には該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見がなされています。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大 244,000 株（議決権 2,440 個相当）であり、2026 年 1 月 31 日現在の当社発行済株式総数 2,447,320 株（総議決権数 24,446 個）に対して最大 9.97%（当社総議決権数に対し最大 9.98%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達により、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、1) 本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大 244,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 5,443 株であり、一定の流動性を有していること、かつ 2) 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	みずほ証券株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 浜本 吉郎
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金	125,167 百万円
(6) 設立年月日	1917 年 7 月 16 日
(7) 発行済株式数	2,015,102,652 株
(8) 決算期	3 月 31 日
(9) 従業員数	6,479 名（2026 年 3 月 31 日現在）
(10) 主要取引先	投資家及び発行体
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：なし（2026 年 1 月 31 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結純資産	909,858百万円	1,009,432百万円	1,171,184百万円
連結総資産	23,105,316百万円	26,734,456百万円	31,868,664百万円
1株当たり連結純資産	659.23円	692.24円	765.01円
連結営業収益	605,939百万円	729,738百万円	802,235百万円
連結営業利益	50,834百万円	90,398百万円	121,388百万円
連結経常利益	51,205百万円	90,565百万円	129,780百万円
親会社株主に帰属する連結当期純利益	68,881百万円	59,282百万円	97,072百万円
1株当たり連結当期純利益	54.78円	41.12円	66.22円

(注) 1. 割当予定先であるみずほ証券株式会社は東京証券取引所の取引参加者であることから、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

2. 2026年3月期の数値については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1) 上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めてまいりました。

そのような状況の中、本年3月以降に複数の金融機関から資金調達の提案を受け、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。

当社は、割当予定先が①従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本割当契約上、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を得る必要があります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しております。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるみずほ証券株式会社からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの2026年3月期決算短信（2026年5月15日発表）及び割当予定先のホームページに掲載されている割当予定先の2026年3月期決算短信（2026年5月18日発表）に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその親会社における十分な現金・預金（みずほ証券株式会社：845,331百万円、株式会社みずほフィナンシャルグループ：61,567,751百万円）の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長 井石 裕二は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先であるみずほ証券株式会社への貸株を行う予定です。

割当予定先であるみずほ証券株式会社は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

#### (6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

##### <割当予定先との誠実協議>

当社は、本新株予約権が残存している期間中、当社普通株式の発行若しくは処分（但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく場合を除きます。）又は新株予約権（但し、当社のストックオプション制度に基づく場合を除きます。）若しくは新株予約権付社債を発行（以下「新株式発行等」といいます。）しようとする場合（但し、資本提携又はM&A目的による新株式発行等の場合を除きます。）には、割当予定先が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、割当予定先との間で誠実に協議するものとします。

##### <ロックアップ>

- 1) 当社は、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、（イ）割当日から起算して180日を経過した日、又は（ロ）本新株予約権の全てが存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含みますがこれらに限られません。以下同じです。）の発行又は処分（但し、①当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員向けストックオプションの付与、②譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の付与、③当社普通株式に係る株式分割、当社普通株式に係る株式無償割当て、吸収分割、株式交換、株式交付若しくは合併に伴う当社普通株式の交付、④新株予約権の行使に伴う当社普通株式の交付、又は⑤単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の譲渡によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は処分を実施することに関する公表を行わないことを割当予定先に対して誓約します。

- 2) 当社は、（イ）割当日から起算して180日を経過した日、又は（ロ）本新株予約権の全てが存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式又は当社普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券について金融商品取引法第2条第4項に規定する証券会社による金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わせないことを割当予定先に対して誓約します。

#### <割当予定先による行使制限措置>

- 1) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に割当予定先の本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込時点における上場株式数の10%を超える場合（以下「制限超過行使」といいます。）には、当該10%を超える部分に係る行使を制限します（割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます。）。
- 2) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年1月31日現在）	
井石 裕二	19.33%
田中 竜也	14.33%
株式会社BORA	9.81%
株式会社IKI	9.11%
三菱UFJ eスマート証券株式会社	0.67%
宇野 泰久	0.20%
NATTY SWANKY従業員持株会	0.20%
株式会社SBI証券	0.19%
福田 亮介	0.17%
伊藤 俊介	0.16%

(注) 1 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」は記載していません。

2 上記の持株比率は発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合です。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、1) 希薄化率が25%未満であること、2) 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年1月期	2025年1月期	2026年1月期
連結売上高	7,061,067千円	7,196,461千円	7,683,476千円
連結営業利益 又は営業損失（△）	437,506千円	2,462千円	△503,148千円
連結経常利益 又は経常損失（△）	414,478千円	△12,105千円	△516,202千円
親会社株主に帰属する連結当期純利益又は当期純損失（△）	247,860千円	△268,353千円	△930,127千円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1株当たり連結当期純利益 又は当期純損失（△）	110.24円	△109.70円	△380.11円
1株当たり配当額	10.00円	10.00円	-
1株当たり連結純資産額	1,048.61円	928.20円	537.98円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年1月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,447,320株	100.00%
現時点の行使価額に おける潜在株式数	3,240株	0.13%
下限値の行使価額に おける潜在株式数	-	-
上限値の行使価額に おける潜在株式数	-	-

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年1月期	2025年1月期	2026年1月期
始値	3,035円	3,525円	3,240円
高値	4,230円	3,700円	3,330円
安値	3,030円	2,991円	2,880円
終値	3,540円	3,255円	2,891円

② 最近6ヶ月間の状況

	2026年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	3,050円	2,885円	2,608円	2,529円	2,573円	2,633円
高値	3,050円	2,889円	2,618円	2,598円	2,638円	2,729円
安値	2,880円	2,600円	2,373円	2,491円	2,558円	2,550円
終値	2,891円	2,610円	2,507円	2,566円	2,611円	2,729円

(注) 2026年6月の株価については、2026年6月18日現在で表示しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年6月18日現在
始値	2,720円
高値	2,729円
安値	2,703円
終値	2,729円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

払込期日	2023年10月30日
調達資金の額	662,048,000円（差引手取概算額）
発行価額	3,068.40円
募集時における発行 済株式数	2,190,080株
当該募集による発行 株式数	220,000株
募集後における発行 済株式総数	2,410,080株
発行時における当初 の資金使途	① 当社直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用 ② 新規出店に伴う人件費、人材採用費やその他費用
発行時における支出 予定時期	① 当社直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用 （2026年1月期までに680,000千円） ② 新規出店に伴う人件費、人材採用費やその他費用 （2026年1月期までに①充当後の残額）
現時点における充当 状況	上記「発行時における当初の資金使途」欄に記載のとおりであり、2026年1月31日現在の充当済みの資金の額は次のとおりです。 ① 当社直営店舗の新規出店に伴う設備投資関連費用のうち充当予定額に対し、全額充当済みであります。（新規出店数8店舗（実績）） ② 新規出店に伴う人件費、人材採用費やその他費用のうち充当予定額に対し、全額充当済みであります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による新株式発行）

払込期日	2023年11月29日
調達資金の額	99,257,200円（差引手取概算額）
発行価額	3,068.40円
募集時における発行 済株式数	2,410,080株
当該募集による発行 株式数	33,000株
募集後における発行 済株式総数	2,443,080株
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初 の資金使途	上記「①公募増資」に記載のとおり。
発行時における 支出予定時期	上記「①公募増資」に記載のとおり。
現時点における 充当状況	上記「①公募増資」に記載のとおり。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

**株式会社NATTY SWANKYホールディングス**  
**第3回新株予約権**  
**発行要項**

1. 本新株予約権の名称  
株式会社NATTY SWANKYホールディングス第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数  
1,650 個
3. 各本新株予約権の払込金額  
754 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり7.54円）
4. 申込期間  
2026年7月6日
5. 割当日  
2026年7月6日
6. 払込期日  
2026年7月6日
7. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式165,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
  - (3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初2,510円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。
10. 行使価額の修正  
第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,910円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、第4回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right)}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数と

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

する。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年7月7日から2028年7月6日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、2028年7月6日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日(但し、当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金754円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2,510円とした。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 調布支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株式会社NATTY SWANKYホールディングス  
第4回新株予約権  
発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社NATTY SWANKYホールディングス第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数  
790 個
3. 各本新株予約権の払込金額  
84 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.84円）
4. 申込期間  
2026年7月6日
5. 割当日  
2026年7月6日
6. 払込期日  
2026年7月6日
7. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、みずほ証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式79,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。  
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
  - (3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初3,270円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。
10. 行使価額の修正  
第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が3,270円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、第3回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right)}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数と

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

する。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年7月7日から2028年7月6日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、2028年7月6日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日(但し、当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金84円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、3,270円とした。

19. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 調布支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。